

2025 年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託  
仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2025 年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2025 年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託

(4) 履行期限

2026 年 3 月 31 日 (火)

(5) 履行場所

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会事務所及び上瀬谷整備事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認され、2022年11月には博覧会国際事務局(BIE)の認定を受けた。

会場整備にあたっては、大規模な区域内に多数の施設を出展する各国・企業など幅広い関係者と調整しながら短期間で設計・施工及びそれらの発注手続を円滑に行う必要があるとともに、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等との工事工程や整備費用における連携が不可欠である。

本業務は、会場整備の着実な推進に向けて発注者支援(プロジェクトマネジメント/コンストラクションマネジメント)を導入し、工事発注・調達、工事工程調整、設計施工の進捗管理や変更管理等の各種業務支援を目的とする。

(2) 留意事項

ア 博覧会の検討にあたっては、発注者支援のほか、会場設計、輸送アクセス、出展・展示計画、会場運営計画及び環境アセスメント等に関する委託など複数の業務が並行して実施されるため、業務間での連携が必要である。

イ 旧上瀬谷通信施設のまちづくりでは、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等の工事が本格化している時期のため、横浜市や国、地元組織等との連携が必要である。

ウ 本業務の遂行にあたっては、幅広い関係者間において目標の共有化、役割・責任の明確化が図られるよう、関連事業等の状況を的確に把握しながら、コミュニケーションの活性化や信頼関係の構築に最大限留意すること。

### 3 業務内容

博覧会事業及び区画整理事業や公園整備事業等の関連事業にかかる過年度の検討状況について、本業務を行う上で必要な情報を把握し、本業務を行うための与条件の確認を行う。また、委託業務計画を契約締結後 14 日以内(休日等を含む)に作成し、発注者へ提出すること。

#### (1) 協会内調整支援業務

##### ア 予算管理に関する支援

- ・会場建設費の変更管理及び予算執行管理の支援を行うこと。
- ・発注に向けた予算調整及び関係部署との協議合意形成の支援を行うこと。
- ・予算執行管理表の作成及び運用の支援を行うこと。
- ・設計者及び施工者が作成する変更管理一覧表の確認を行うこと。
- ・施工者が作成する進捗図等の確認及び進捗状況の把握を行うこと。
- ・予算管理に関するプロジェクトリスクの提言や助言を行うこと。

##### イ 工程管理に関する支援

- ・会場整備マスタースケジュールの立案や設計変更等に基づく更新・管理の支援を行うこと。
- ・設計業務受託者が実施する業務進捗の確認を行うこと。
- ・施工者が作成する工程表（調達工程含む）及び統合工程表の確認を行うこと。
- ・工事の進捗確認や遅延等が発生した場合の他工程への影響検証の支援を行うこと。
- ・他事業工事との相互調整が必要な事項及び課題の洗い出し支援を行うこと。
- ・工程管理に関するプロジェクトリスクの提言及び助言を行うこと。

##### ウ 発注及び調達に関する支援

- ・2025年度以降の工事発注に向けた発注スケジュールの検討、発注区分・工事区分の検討、発注図書の作成とりまとめ、評価案の作成、質問回答等の発注手続き支援を行うこと。
- ・維持管理業務及び撤去復旧業務の検討深度化、関係部署との調整及び合意の支援を行うこと。
- ・契約済工事の設計変更（変更契約）に関する支援を行うこと。
- ・施工者が行う統括管理及び施工ルール等の検討構築の支援を行うこと。

##### エ 設計・施工の品質管理・変更管理に関する支援

- ・予算管理及び工程管理に基づく設計変更期限の設定や変更採否の支援を行うこと。
- ・各種業務受託者が実施する設計施工の変更管理に関して協会が行う履行確認及び課題に関する技術的助言を行うこと。
- ・各種業務受託者間を横断する課題や所掌区分の整理及び運用の支援を行うこと。

##### オ 出展調整に関する支援

- ・特別規則や参加ガイドライン等の修正や提出書類のチェック等、運用に関わることその他整備部として必要となる対応の支援を行うこと。
- ・公式参加者及び非公式参加者、一般営業参加者（以下、「参加者」）の出展において整備部として対応が必要な業務やスキーム検討等、その他課題解決のための包括的支援を行うこと。
- ・参加者の計画状況の把握や建設に係る手続き、出展調整に係る情報提供等の整備部として対応が必要な参加者サポートの支援を行うこと。

#### (2) 事業間調整支援業務

- ・区画整理事業及び公園整備事業（以下、「関連事業」）との工事工程、現場管理、共通仮設など工事を円滑に進めるための調整支援を行うこと。

- ・ 関連事業における設計及び工程の変更を把握し、博覧会事業の設計及び工程との整合性確認や調整を支援すること。

### (3) 統合データ作成支援業務

以下ア、イに示す統合データの作成を支援すること。ここでいう「統合データ」とは、各設計業務受託者、並びに参加者（以下、「作成者」）から提供される2次元CAD図面や3次元のモデリングデータ等を重ね合わせて一元的に統合管理したデータを指す。

#### ア. 2次元統合データ

- ・ 協会内、及び協会外（参加者、関連事業等）の関連委託業務間における会場全体の計画の整合性を各設計受託者が確認するための補助となる参考データの作成を支援すること。
- ・ 協会宛に作成者よりクラウドファイルサーバー等にて提供された2次元CAD図面データの統合作業の支援を行うこと。統合する情報、レイヤー構成等は発注者と協議の上、決定すること。
- ・ 2次元統合データの統合作業は作成者のデータ提供に応じて都度行うことを原則とするが、進捗管理を含めて定期的な統合用データの提供状況のとりまとめと最新情報・バージョン管理の支援を行うこと。
- ・ 参加者に対する出展敷地等の情報整理、及び各設計者への不足情報の入力・提供依頼等に関する支援を行うこと。

#### イ. 3次元統合データ

- ・ 協会内部会議での合意形成や参加者に対する出展区画周辺のイメージ提供を目的とした会場全体を立体的に表現した3次元空間データの作成を支援すること。
- ・ 協会宛に作成者よりクラウドファイルサーバー等にて提供された3次元データを統合作業の支援を行うこと。また、3次元データが提供されない場合は、簡易的なモデルの作成について発注者と協議の上、対応すること。ここでいう「簡易的な」とは、建物や工作物に関しては、外壁や屋根の形状を直線や単調な曲線で表現でき、作成者より指定される外装仕上げに対し近似色や汎用テクスチャを使用して表現できる程度とし、植栽に関しては、作成者より指定される植物に対し近似的で汎用的な植栽3次元データを使用して表現できる程度とする。
- ・ 時点版の3次元統合データ統合を、4回程度（3か月に1回程度）の頻度においてクラウドファイルサーバー等により、協会が指定する関係者に対し、共有すること。また、時点版の統合データは、3次元データの統合及び簡易的な3次元データの作成等に要する期間を考慮して予め定めた期日までに作成者より提供されたデータに基づいた時点版とし、統合したデータの情報・バージョン管理を合わせて行うこと。

#### (共通事項)

- ・ 2次元及び3次元のデータを統合する上で生じる不明点等について、作成者に対して補足的ヒアリングやデータの修正依頼は、協会を介して実施すること。なお、統合データの作成対象には、個々の建築施設の内部空間や展示計画は含まないものとする。
- ・ 提供される2次元CAD図面データの形式は、IFC及びDWG、もしくはDXF等の互換性のあるファイル形式であることを前提とする。なお、ファイル変換する際に文字化けや基準点のズレ等が発生した場合は、作成者による修正を行い再提供するものとする。

### (4) 報告書とりまとめ

本委託における各種支援業務の検討結果を報告書にとりまとめること。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこと。

#### 4 成果品

- (1) 報告書：A 4判・ドッジファイル製本 1部
- (2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）：正・副1部  
（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

#### 5 参考資料等

##### (1) 関係規則等

- ・ AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
- ・ コンペティション ガイドライン（Annex VII - Competition Guidelines）
- ・ コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS）
- ・ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations

##### (2) 参考HP 公表資料

- ・ 公益財団法人2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト  
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・ 国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>
- ・ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>
- ・ 国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

##### (3) その他国際園芸博覧会・関係規則等 規則関係の更新に注意すること。

#### 6 その他

- ・ 業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- ・ 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・ 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については他業務の受託者等と連携して行うこと。
- ・ 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- ・ 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- ・ 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- ・ 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。  
[https://expo2027yokohama.or.jp/news/news\\_20240118/](https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)
- ・ 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 成果品については、協会に帰属する。

- ・本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。
- ・担当技術者毎に週1-4日程度、協会事務所または上瀬谷整備事務所にて行うことを基本とするが、会議や打ち合わせの状況に合わせてWEBIによる出席など勤務場所によらない業務の実施を可とする。
- ・本業務の推進及び業務内容に関連する各種会議に出席する。また、出席する会議については発注者と協議の上、決定する。
- ・本業務の推進及び会議運営の円滑化に向けて、必要とされる備品（マイクスピーカー、プロジェクター、モニター等）を受託者により準備し、協会事務所または上瀬谷整備事務所に常備する。